

経営税務講習会

税制改正の動向と
今さら聞けない確定申告のイロハ

協会は、この時期恒例の経営税務講習会を二月十二日に開催しました。講師の橋本邁協会顧問税理士は、税制改正の動向・スケジュールと確定申告の際の留意点について解説しました。

給与所得控除

今年四月によいよ消費
税が八%に上がり、来年十月には一〇%となること
が予定されています。一〇%
に上るときは、軽減税率
制度の導入が検討されてい
ますが、与党内でも公明党
は賛成している一方、自民
党が賛同していないため、
注意が必要です。

軽減税率の導入は難しい
ではないかと思われま
す。また、給与所得控除につ
いては、平成二四年に上限
額が設けられましたが、こ
の上限は、さらに下記のと
おり漸次引き下げること
されています。医療法人に
おいては、先生方には影響
が大きいと思われるので、

	現行	平成28年分の 所得税(※1)	平成29年分 以後の所得税 (※2)
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

個人住民税は、※1は29年度分について適用、※2は30年度分から適用

根拠を説明できるようにしておく必要があります。
減価償却は定率法で

減価償却費は個人の場合、原則は定額法のため、定率法は届出が必要ですが(法人は定率法が原則)、この定額法・定率法については、取得した減価償却資産それぞれに対して選択が可能です(建物のみ定額)。一概にどちらが有利かというところでは言えませんが、短い期間で償却しようとするならば、定率法を選択するのが一般的です。

青色専従者給与

青色事業専従者の給与は、あらかじめ税務署に届け出た範囲で必要経費となりま
すので、変更が生じた場合は遅滞なく届け出てください。
額については、業務内容や勤務時間などから合理的な

ゴルフ会員権

ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算は、今年四月一日以後の譲渡からできま
せん。損益通算をするなら三月いっぱいに行つて下さ
い。

2014年版
保険医の経営と税務



会員価格 1,000円
(定価 1,500円)

本冊子は、毎年変わる税制改正に対応した確定申告と日常業務税務対策で構成された内容となっています。また、スタッフの税務と給与実務、相続・贈与、勤務医師の税務など、広範囲の内容です。

さらに、新規開業、医業承継、閉院のための準備や諸手続きについて、大切なポイントをわかりやすく解説しています。「平易な表現で理解しやすく、ページ数が少ないのに、開業医にとって必要なことがしっかり書いてある。忙しいドクターに最適な税務テキストだ」と、橋本顧問税理士もオススメです。

医院経営セミナー 講演要旨

医院の承継と閉院のしかた(下)



税理士法人アズール
公認会計士・税理士

長谷川 敏也 氏

第三者間承継ー親子間との違い

世代交代の時期でもあり、一方で新規開業の困難さが周知されるにつれ、第三者間承継のニーズも高まっていますので、廃業をお考えの先生は一度検討する価値があります。

不動産は賃貸が多い

できれば事前に勤務を

不動産については売買より賃貸の方が多くありますが、貸し手側の先生がその後の生活設計を十分に考えた上で、条件設定することが大切です。不動産の適正な相場を情報収集しておいて下さい。家賃は、既存のメリット(診療圏、什器備品、消耗品、スタッフ等)を勘案しプラスαを設定します。契約書を交わす上で修繕には留意しましょう。駆体の修繕は貸し手負担、通常の維持管理支出は借り手負担を明記する事が重要です。売買の場合、買えば高いものをそっくりそのまま使

て売買するのが一般的でしょう。譲受者は中古資産として処理でき、十万円未満なら、必要経費に導入できます。

持分移転の時価が問題

レセコンなどはリース会社との交渉が必要となりま
す。使用しないのであれば譲渡側で解約・違約金の支払いをします。また引き続き使用するが、リース契約の引継ぎをしないのであれば、譲受者側が解約・違約金の支払い後、譲受者が購入することになります。
駐車場など、他の地主との賃貸借契約がある場合、契約者が変わると同時に値上げを要求されるケースも

医療法人の承継は包括的

法人化されている医院における親子間承継では理事長、管理者、院長の椅子の交代で済みます。一方、相続発生時は医療法人の資産・負債が包括的に出資持分として評価されますが、出資持分は換金性がないということを考え、出資持分の生前贈与を相続問題への対策として有効活用した方が良いでしょう。

解散より売却が多い

医療法人の場合、法人から個人へ戻るとは極めて少ないといえます。後継者がいない場合でも持分移転・出資持分の売買で第三者に承継されるケースがほとんどです。全国の医療施設で二〇%の負担で済みます。側面に交渉に加わってもらう方が良いでしょう。
第三者間の承継では全くの新規開業に比べて患者数を確保できないというリスクが少なく、比較的小資本で開業できることがメリットです。全てが揃った中に入っていくので、時間を買う事になります。また地域医療も承継されるなどメリットが大きいのですが、なかなか、当事者同士では話が進まない事もあるため、会計事務所など第三者の活用(立会、仲介など)をお勧めします。
まれに営業権を評価する場合もあります。例えばその医療圏では新設の場合ペッドを増やすことができないので「ペッド数の許認可権が営業権」だという主張もできますし、「立地条件が良い」「非常に繁盛している」ということも営業権といえないことはありません。しかし、売り手が価値を認めないと成立しないのが営業権の難しさです。
持分移転の際に注意すべきことは、例えば、リース債務、退職金債務など帳簿に計上されていないもの、デモ機器など所有権のあいまいなものや、税務調査で後日否認される項目のないことなどです。過去に過大給与で源泉もれ、売上の計上もれがあつて、課税が発生した時は、オーナーが変わつても当然医療法人が払うこととなります。